地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事に係る運用基準

1 対象工事

四国森林管理局が発注する森林土木工事で、入札公告及び入札説明書に当該設計変更の 試行工事である旨を明示している工事。

2 対象とする範囲

工事現場に就労する作業員の大半が拠点とする出発地点(作業班が所属する会社本店も しくは支店等)が所在する森林計画区(別図)以外の場所で工事を行う場合。

なお、設計変更の対象は、労働者(注1)とし、社員等従業員(注2)及び特殊工事等従 業員(注3)は対象としない。

注1労働者とは、

・直接肉体的、若しくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。

(例:普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、大工、左官、交通誘導員など)

注2社員等従業員とは、

・元請企業が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能 を有する者。

(例:現場代理人、監理(主任)技術者、現場管理を行う技術員など)

・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助 員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。

(例:夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員など)

注3特殊工事等従業員とは、

・特殊工事(トンネル、橋梁、アンカー工、ボーリング工等)、法面工等の工事施工に 従事するもの。

3 対象となる間接費

労働者確保に要する間接費は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費(率分) のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)とする。

(1)共通仮設費のうち営繕費

ア) 借上費

現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借り上げに要した 地代、及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借り上げ した場合に要した費用。

イ) 宿泊費

労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用(食事代は除く)。

ウ) 労働者送迎費

労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む)。

(2)現場管理費のうち労務管理費

- ア)募集及び解散に要する費用、労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当。
- イ)賃金以外の食事、通勤等に要する費用
 - ① 労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費。
 - ② 支給した交通費
- ・労働者の住居から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当。
- ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当。
- ・遠隔地の工事等で、労働者個人が立て替え払いした旅費の支弁に当たる手当。

4 予定価格に対する実績変更対象費の割合の提示方法

契約後に受注者の意思を確認し、当該設計変更に係る措置を希望する場合は、「予定価格に対する実績変更対象費の割合」を次の例を参考に監督職員が受注者に対し提示するものとする。

なお、提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」は、森林整備保全事業設計積 算要領の工種区分ごとに共通仮設費、または現場管理費に占める実績変更対象費の割合か ら算出した実績変更対象費の工事価格に対する割合とする。

〈提示例〉

本工事特記仕様書第2条に定める予定価格に対する実績変更対象費の割合を次のとおり 提示する。

費目	割合(%)	備考	
共通仮設費のうち実績変更対象費	0. 00	工事価格に対する割合	
現場管理費のうち実績変更対象費	0. 00	工事価格に対する割合	
工事価格	100		

消費税相当額	1 0	
本工事費計	1 1 0	

※ 提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」は、次式により算出する。

【共通仮設費】 (共通仮設費×共通仮設費に占める実績変更対象費の割合)÷工事価格

【現場管理費】 (現場管理費×現場管理費に占める実績変更対象費の割合)÷工事価格

5 実施計画書の提出

受注者は、本工事特記仕様書第3条に基づき発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象費にかかる費用の内訳として実施計画書(様式1)を監督職員に提出する。

6 実績変更対象費として支払った証明書類等の提出

受注者は、「労働確保に要する間接費」の設計変更を請求する場合は、実績変更対象費と して実際に支払った全ての費目を集計した変更の実施計画書(様式2)と費目別の集計表 (様式5~13)、及びその証明書類(領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を 証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。

なお、証明書類等は原則 1 ヶ月ごとにとりまとめて提出するものとし、提出期限について は協議のうえ決定する。

7 実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類の確認方法

(1)共通仮設費のうち営繕費

ア) 借上費

- ① 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式5)。
- ② 賃貸契約に係る契約書の写し、借り上げに要した領収書(税抜き額が確認できるもの※1)を添付すること。

なお、賃貸契約に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約にかかる費用(税抜き額 が確認できるもの)を含む。

イ) 宿泊費

- ① 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式6)。
- ② 旅館、ビジネスホテル等の宿泊に要した労働者ごとの領収書(税抜き額が確認できるもの※1)を添付すること。

ただし、一泊当たりの宿泊費は食事代を除いた額とし、国家公務員等の旅費に関する 法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1に定める2級以下の職務にある者の 宿泊料を上限として、設計変更の協議を行うものとする。(宿泊料一夜につき7,8 00円)

ウ)労働者送迎費

- ① リースや自社等のマイクロバスを手配して、雇用した労働者の派遣元となる(下請け次数は問わない)本社、若しくは支店から現場までの労働者を送迎に要した費用を対象とする。
- ② 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式7~10)。
- ③ 会社が運転手に支給した賃金等が確認できる調書等(受領書等)の写し※2を添付すること。
- ④ 車両の賃貸料(損料)及び燃料に要した領収書(税抜き額が確認できるもの)※1を 添付すること。

なお、車両の損料単価は森林整備保全事業建設機械経費積算要領(平成11年4月1日付け11林野計第134号)により算出した額を参考として協議により設定する。

⑤ 労働者の送迎に自社の車両を使用した場合等で、有料の自動車専用道路等を利用 した場合は、通行に要した領収書(税抜き額が確認できるもの)※1を添付するこ と。

なお、ETC で精算した場合は利用証明書、若しくは履歴の明細等※1を添付すること。

(2) 現場管理費のうち労務管理費

- 1) 労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当に要する費用
 - ア) 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式11)。
 - イ)会社が当該費用として労働者に支給した額が確認できる調書等(受領書等)の写し ※2を添付すること。
 - ウ) 労働者の所在地が確認できる書類(免許証、社員証等)の写しを添付すること。
- 2) 労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費に要する費用
- ア)賃金以外の食事に要する費用は、所定労働時間を越える作業を行う場合に適用されるものであり、受注者から当該費用にかかる証明書類が提出された場合、監督職員はその必要性について確認するものとする。

当該費用が必要と認められるケースは、

- ・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を越える作業であると明記されている工事。
- 協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合。
- イ) 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式12)。
- ウ)会社が当該費用として労働者に支給した額が確認できる調書等(受領書等)の写し ※2、及び食事に要した領収書等(税抜き額が確認できるもの)※1を添付すること。

- 3) 通勤等に要する費用
- ア) 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式13)。
- イ)会社が当該費用として労働者に支給した額が確認できる調書等(受領書等)の写し ※2、または労働者個人が立て替え払いした旅費の支弁に当たる費用の領収書(税 抜き額が確認できるもの)※1を添付すること。
- ウ) 通勤に使用する車両の賃貸料(損料)及び燃料に要した領収書(税抜き額が確認できるもの)※1を添付すること。

なお、車両の損料単価は森林整備保全事業建設機械経費積算要領(平成11年4月1日付け11林野計第134号)により算出した額を参考として協議により設定する。

エ) 通勤に有料の自動車専用道路等を利用した場合は、通行に要した領収書(税抜き額が確認できるもの)※1を添付すること。

なお、ETC で精算した場合は利用証明書、若しくは履歴の明細等※4を添付すること。

- ※1証明書類として提出する領収書等は、コピーを可とする。
- ※2労働者本人の受領印、または本人のサインが確認できる資料、及び賃金・手当等を 銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書(個別内訳を含む)、または振込領収書(個別内訳を含む)の写しとする。

8 設計変更契約にかかる積算価格の算出

- (1) 設計積算要領に基づき共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を算出する。
- (2) 受注者に提示した「予定価格に対する実績変更対象費の割合」の算出に用いた共 通仮設費、または現場管理費に占める実績変更対象費の割合から、実績変更対象費 の発注者側の金額を算出する。
- (3) 受注者から提出された実施計画書(様式1)、及び変更実施計画書(様式2)から、 実績変更対象費の受注者側の金額を算出する。
- (4) 実績変更対象費の発注者側の金額と受注者側が実際に要した金額(証明書類において確認された費用(税抜き)の合計)を用いて、実績変更対象費の積み上げ額(設計変更対象費(積上))を算出し、それを加えた共通仮設費、または現場管理費を算出する。

その際、「実績変更対象費の発注者側の積算額(間接費率計上額)」が、「受注者が 提出した実績変更計画書の額(支出実績額)」を越えないものとする。

【算出例】

○「共通仮設費」の「設計変更対象費(積上)」の額の算出

費目	金額	備考
支出実績額(共通仮設費分)	3,000,000	(3)
	円	
間接費率計上額(共通仮設費分)	2,000,000	(2)
	円	
設計変更対象費(積上)(共通仮設費	1,000,000	(3)-(2)
分)	円	

[※] 設計変更対象費(積上)(共通仮設費分)がマイナスとなった場合、設計変更対象費の積み上げによる変更設計は行わない。(積算基準により共通仮設費を算出する。)

○「現場管理費」の「設計変更対象費(積上)」の額の算出

費目	金額	備考
支出実績額(現場管理費分)	2,000,000	(3)
	円	
間接費率計上額(現場管理費分)	1,500,000	(2)
	円	
設計変更対象費(積上)(現場管理費	500,000円	(3)-(2)
分)		

※ 設計変更対象費(積上)(現場管理費分)がマイナスとなった場合、設計変更対象費の積み上げによる変更設計は行わない。(積算基準により現場管理費を算出する。)

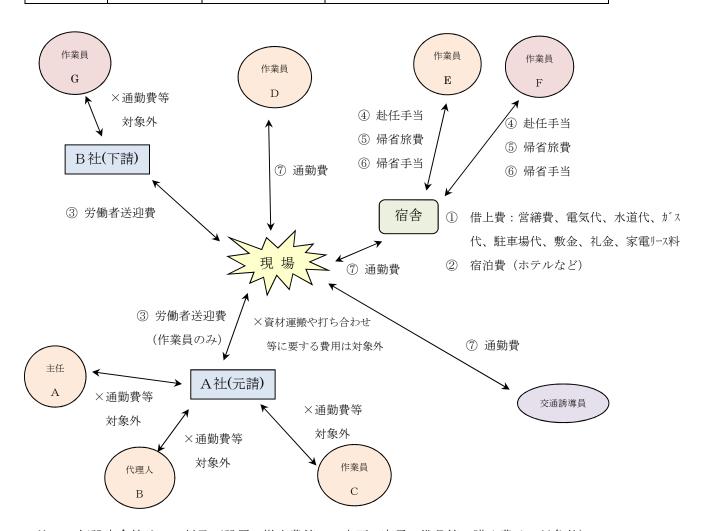
○地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更イメージ

◆元請 : A社(主任技術者A、現場代理人B、普通作業員C、D、E)

◆下請 : B社(普通作業員F、G)、交通誘導員

○変更対象(下図①~⑦)

費	目	費用	内 容
		① 借上費	・宿舎の営繕費、敷金(最終支払額)、礼金含む。
			・駐車場代、水道代、ガス代、電気代等含む
共通仮設費	営繕費	② 宿泊費	・3食は含まない。
		③ 労働者送迎費	・運転手賃金、車両損料、燃料費含む。
			(会社から現場間の送迎費)
		募集及び解散に要す	④ 赴任手当、⑤帰省旅費、⑥帰省手当
現場管理費	労務管理費	る費用	
		賃金以外の食事、通	⑦通勤費
		勤等に要する費用	(宿舎から現場間の移動にかかる費用)
1			



- 注1 仮設宿舎等リース料及び設置・撤去費等、 車両・家電・備品等の購入費は、対象外)
- 注2 通勤費については、作業人員等を考慮し、支払い車両等を決定する。

